

## 令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する電話料金等の取り扱いについて

このたびの令和 6 年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

日本メディアシステム株式会社は、このたびの令和 6 年能登半島地震に伴い、被災および避難されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等※1の取り扱い

このたびの令和 6 年能登半島地震による避難指示等により電話が使用できなかったお客様※2及び建物損壊等で電話が使用できなかったお客様※3につきまして、その期間の基本料金等を免除※4いたします。

- (注)お客様からの申告が必要です。
- ※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料
- ※2「避難指示」等が発出された地域に設置しているmediaひかりを契約され、解除までに 24 時間を越えたお客様、または、「災害救助法」が適用された地域に設置しているmediaひかりを契約されているお客様
- ※3 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続 したお客様
- ※4 一旦通常料金でご請求し、翌月以降の請求時に精算させていただく場合があります。
- 2. 電話サービス以外のnmsCloud等サービスの取り扱い

mediaひかり等の電話サービス以外のnmsCloud料金等についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

- (注)お客様からの申告が必要です。
- 3. 電話料金の支払期限の延長

電話料金をコンビニエンスストア、金融機関の窓口等においてお支払いただいているお客様からお申し出があった場合は、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。(次月の請求書へ繰越しご請求致します。)

- (注) 口座振替によるお支払いのお客様については、自動的に口座引き落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせて頂きます。
- 4. 移転工事料金の取り扱い

このたびの被災による建物損壊で仮住居への移転工事等が生じた場合の基本的な工事料金を無料とします。

- (注)元の居住地に戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。
- 5. 本件に関するお問合せ先

電話によるお問い合わせ等 電話:0120-762-113 日本メディアシステム株式会社 北陸支店 受付時間:月曜日~金曜日 午前 8:30時~午後 5:30時(夏季休暇、年末年始を除く)